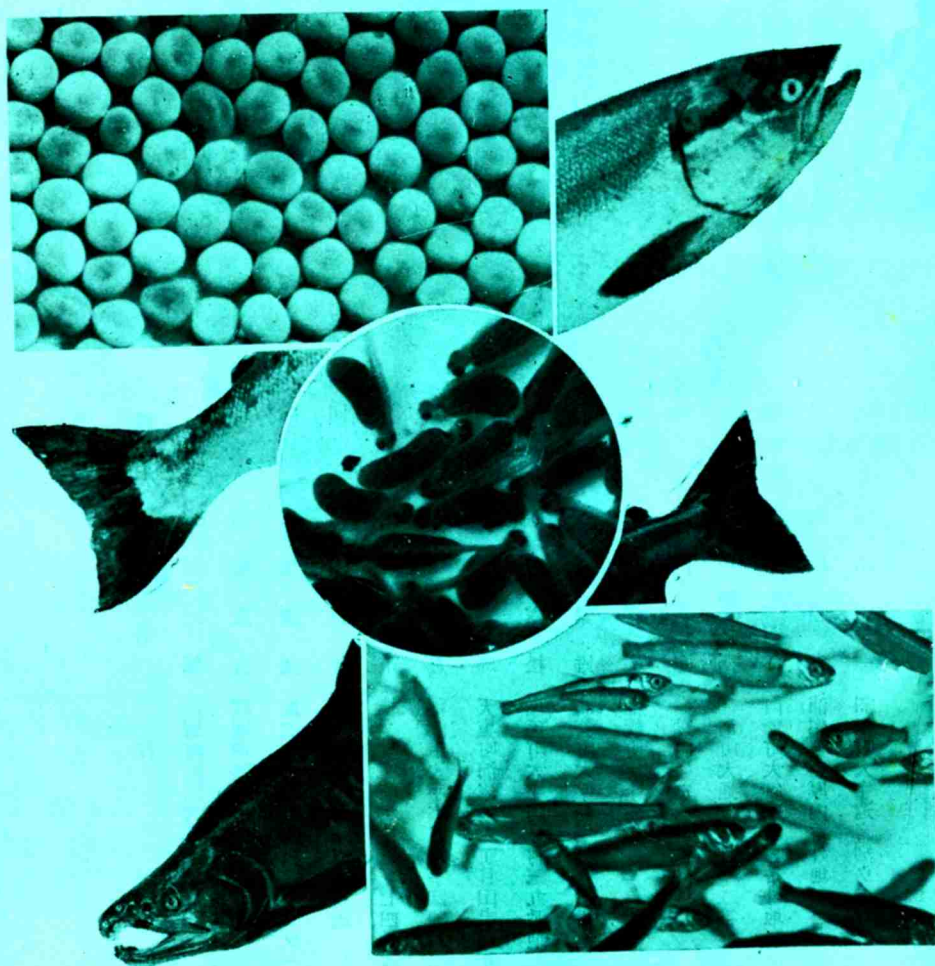


# 鮭鱒彙報

第五十八号

創立十周年記念号



北海道鮭鱒増殖漁業協同組合



鮭 鱒 彙 報 第五十八号

創立十周年記念号

## 創立十周年を迎へて

北海道鮭鱒増殖漁業協同組合

組合長 半 田 芳 男

本道の鮭鱒漁業資源は漁業の起源極めて古いにも拘らず比較的安定しておることは、多年に亘る資源保護特に孵化事業を実施しておるお陰であることは何人も異論のないところであると思ふ。

例へば、孵化放流数の一―二％は本道沿岸に洄帰して漁獲されておるし、又四年周期の豊凶は孵化放流数に比例して現はるゝことなどは、漁業と増殖との関連が顕著であることを物語るもので、漁業経営に或程度の安定性を与へておる。これは多年この事業に努力した官民の一致協力の賜物であることは今更多言を要しない。一昨年本道の孵化事業創始八十年記念式典が華々しく行はれたことは宣あるからと深く感銘した次才である。

この官民一致協力の表れは本組合の設立がその一面を物語るものである。勿論これにはその前身とも云ふべき既に大正年間から同趣旨の団体が存在してその基盤となつて本組合が発足したとも云へるのであるが、北洋漁場を喪失し、我国の鮭鱒漁業は本道のそれに依存せねばならない心細い時代になり、又一方では戦争により国营孵化場の設備は甚しく荒廢し、多年の孵化事業への努力が崩壊する兆あつたので、当時の広川農林大臣に陳情した結果、北海道を一丸とする団体即本組合を組織し、之に一億円を融資し組合は

その責任に於て孵化設備を整備拡充して之を国営孵化場へ貸付することになつて漸く愁眉を開くこと出来た。而して十年の歳月は流れて今や創立を記念する式典を挙行する日が来たのである。然しこの十年間の組合は一億円の重荷を負ひ、年々の不漁に悩み、正に荆の途を歩んだ趣があつた。その後北洋漁業再開されたとは云へ、周囲の状況は資源の確保は益々その必要性が強調されるので、十年間の苦難を克服した貴重な経験を活かして今後の使命達成に一層の努力を傾注せねばならないと信ずるので、切に大方各位の理解と鞭撻とを希ふ次才である。

(三六、四、二五)

## 沿革史

本組合の創立は日尚浅く漸く十年を閲したに過ぎないが戦後に於ける鮭鱒漁業の再建と将来への発展を期する本道鮭鱒漁業者の熱意の発露であり、然もその組合組織は協同体制下に於て資源の増殖を主眼とする画期的のものであつてその実現方法としては国営の鮭鱒孵化事業に対し漁業者の総意を以て物心両面より協力することに特色を見出すも

のである。

北太平洋に於ける鮭鱒漁業資源はいろ／＼の意味で本道の鮭鱒漁業の消長に係ること多きは明かであり今後この特色を益々發揮せしむる必要があるので茲に過去十ヶ年の歩んだ道を回顧して将来への備としたいのである。

### 昭和二十六年

六月二十八日時勢の要求に応じ道水産部長主催で全道鮭鱒定置漁業者を招集し北海道水産孵化場に於て協議した結果北海道の鮭鱒漁業者の大同団結を期待し資源の保全増殖の實を挙げため適當なる団体を組織することとしその設立準備のため地方委員として左記三十八氏を選定した。

石狩支庁管内	佐藤常三郎	相原重治	吉田繁雄	伊藤栄三郎
留萌支庁管内	石田露松	本田善助	高田賢次郎	
宗谷支庁管内	村山喜作	市川春政	菅 豊作	佐賀正一
網走支庁管内	飯塚力雄	若井善藏	藤枝義見	奥谷悠一
根室支庁管内	坂本与平	佐々木繁太郎	植松 適	道又茂吉
釧路国支庁管内	阿部庄太郎	新保又四郎	栗山幸二	
十勝支庁管内	斉藤兵太郎	堺 哲弥	高橋大次郎	水沢一郎
日高支庁管内	奥田惣兵衛	山本清司		
胆振支庁管内	三好竹勇	竹島公三	鳥越兼次郎	磯田和宏
渡島支庁管内				米沢 勇

北海道鮭鱒漁業協同組合 半田芳男  
北見 林 好次

七月二十日設立準備委員会を水産孵化場に於て開催し、先づ北海道一円を地区とする漁業協同組合を設立することに決定し、次いで組合の目的、事業、組合員、経営、設立方法等を協議した後設立を促進するため設立発起人は準備委員を充てること、発起人代表に藤枝義見を選んだ。

又組合設立目論見書起草委員として半田芳男、吉田繁雄、石田露松、村山喜作、三好竹勇、藤枝義見の六氏を選定した。

八月七日 目論見書起草委員会を北海道鮭鱒漁業協同組合に於て開催し必要事項を審議した。  
八月八日 設立発起人会を水産孵化場に於て開催し協議の結果本組合地区は本道一円とすることに賛成を得たので設立目論見書の作成設立準備会開催の期日その他を協議した。

九月九日 定款作成委員会をニューグランドに於て開催した。

九月一〇日 設立準備会を町村会館に於て開催し設立目論見書を正式に定め定款作成委員として左記二十一名を選任し創立総会は来る一〇月一〇日に招集することにした。

○吉田繁雄 相原重治 小山幸一 米沢 勇 三好竹勇 ○水沢一郎 堺 哲弥 新保又四郎 阿部庄太郎 ○植松 適 道又茂吉 ○藤枝義見 古屋憲吉 奥谷悠一 ○村山喜作 市川春政 佐賀正三 石田露松 半田芳男 林 好次 奥田惣兵衛

一〇月一〇日 創立総会をニューグランドに於て開催した。設立同意者二〇三名(正組合員資格者)の中出席者一一六名で必要事項を審議し役員として理事二八名監事三名を選任し茲に北海道鮭鱒増殖漁業協同組合が発足した。

初代組合長として林 好次氏当選した。

一〇月一日 前日の創立総会に於て選任された役員会第一回目を開催し業務執行上の打合

### 昭和二十七年

を行った。出席者三十二名。

一〇月一九日 予て本組合設立さるまでの間北海道鮭鱒漁業協同組合が代つて農林漁業特別資金一億円の借入申請中であつたが本年度分として五千三百万円の貸付を受けた。

一一月一五日 本組合設立認可申請書提出。

一二月八日 第一回常務理事会開催、出席六名、組合運営に関し協議した。

一二月一四日 理事 米沢 勇氏死去。

一二月一七日 本日付を以て農林大臣、大蔵大臣より組合設立認可された。

(農林省指令二六水第八〇九八号)

一月四日 本組合顧問 稲垣 龍氏死去。

一月二六日 第二回役員会開催、出席三〇名。

組合の機構、農林漁業特別資金関係等の外北洋漁業再開と鮭鱒定置漁業との関係に就て本組合としての態度につき協議した。

二月一三日 本組合設立登記を了した。

二月一九日 第二回常務理事会開催、出席者七名。

北海道鮭鱒漁業協同組合(以下北海道鮭鱒と称す)と北見鮭鱒漁業協同組合(以下北見鮭鱒と称す)の資産を本組合に引継ぐ件、系統機関に出資する件等を附議。

五月七日 第三回常務理事会開催、出席者六名、前記引継資産其他に関し協議す。

五月八日 第三回役員会開催、出席者二六名、総代会提出議案審議。

五月九日 第一回総代会開催、出席者二九名、所定議案の外左記を審議した。

北海道鮭鱒より引継資産評価額 七、八二一、一八六円四六

北見鮭鱒より 四、一四一、一四一円三一

阿寒川孵化場 〃 五〇〇、〇〇〇円

## 昭和二十八年

八月十五日 第四回常務理事会開催、出席者八名、親魚販売方法、石狩川親魚捕獲事業委託其の他につき協議す。

八月二〇日 二十六年度北海道鮭鱒借入の農林漁業特別資金債七七、二一三、五四〇円(残存元金五三、〇〇〇、〇〇〇円 約定利息二四、二一三、〇〇〇円)は全役員連帯保証の下に債務を引受けた。

十一月四日 特別資金一億円に対する本年度分四七、〇〇〇、〇〇〇円借入。

一月二三日 第一回総会開催、出席者一七二名、(内委任状出席八六名)役員選挙を行ふ。林組合長再選された。総会終了後第五回理事会開催、出席者一九名。副組合長二名、専務理事一名、常務理事七名、代表監事一名を夫々互選した。

鮭鱒増殖事業運営委員として本組合理事から五名参加することにして選任した。

一月二八日 去る二十六日北海道鮭鱒孵化場(札幌市外中ノ島)焼失したのに対し速に再建されて本年の事業遂行に支障なき様措置された旨農林、大蔵両大臣、其他要路へ懇願した。

三月一七日 北方海域に鮭鱒流網漁業の許可さるゝ機運に到達したので沿岸定置漁業者との関係を考慮し許可には相当制限を附された旨を農林大臣、道知事に陳情した。

五月一四日 常務理事会開催。

六月八日 第一回総代会開催。

六月一日 曩に借入れた特別資金はその後の事業に伴ふ鮭鱒親魚不漁のため収入激減し所定の償還不能となる惧あるにより右資金を以て施設し国营孵化場に無償貸付してあるものに対し国が買上げるか又は相当貸料を支払はれたき旨を農林大臣、水産庁長官に陳情した。

八月一〇日 常務理事会開催、出席者一〇名、親魚販売方法として入札によること予納金として三〇%を徴収する原則を決めた。

## 昭和二十九年

九月水質汚濁防止に関する法律の制定に関し速に適切なる行政措置を採らるゝことを道知事に陳情した。

三月二七日 組合理事 本田善助氏死去。

四月九日 第七回常務理事会開催、出席者八名、総会提出議案を審議した。

五月二六日 運営委員会開催、出席者一三名、本年度の親魚捕獲委託関係を主として協議した。

六月三日 第五回役員会開催、出席者二九名、総会提出議案を審議す。

第二回総会開催、定款変更し今後総代会を廃止する決議をした。

一二月一日 第六回役員会開催、出席者一三名、中央に於て計画中の財団法人の協力機関設立案について林組合長から説明あつた。

北緯四八度以南の流網漁業の漁期延長、漁場拡大を図る動きあるにつき定置漁業者の意向を決定し近く漁業者大会を開催し運動な起す件につき協議した。

四月一日 農林漁業特別資金一億円の償還に関し曩に政府に陳情したが今回貸料として利息に該当する金額五、五四一、七九八円を毎年支払はるゝことに決した。

六月一三日 常務理事会開催、組合の財政状況に鑑み事業場の縮少と之に伴ふ人員整理の必要を認め北見、釧路の両支所を廃止し所属事業所は本部直轄とした。又職員は二十八名を十六に減じた。

六月二九日 第七回役員会を開催、出席者二十七名、総会提出議案を審議した。

第三回総会開催、出席者一〇五名(委任状出席五二名)。

五月一八日 第八回役員会開催、出席者二八名、総会提出議案の審議、役員慶弔見舞金贈呈規定を附議した。

五月一九日 第四回総会開催、役員改選を行ふ。石塚、佐賀、吉田理事よりの動議あり鮭鱒

## 昭和三十一年

昭和三十二年

漁業権免許勘案事項として本組合の行ふ協力事業に関係ある漁業者を優先して免許さるゝよう当局に陳情することを決議した。  
六月四日 前記決議により道知事へ陳情した。  
八月八日 常務理事会開催、出席者四名、常務理事会運営内規を制定することを決した。  
五月七日 常務理事会開催、出席者四名。  
五月二十四日 第一〇回役員会開催、一九名出席、総会提出議案附議。北洋母船協会及北洋鮭鱒漁業協同組合より鮭鱒孵化事業強化のため七三〇万円の寄附あつた。北海道水産会に入会す。

昭和三十三年

第五回総会開催、出席者一三四名（委任状出席一〇八名）。  
一二月二三日 常務理事会開催、出席者七名、社団法人日本鮭鱒資源保護協会加入の件、鮭鱒定置漁業権への賦課金徴収に関する件審議しに。  
四月二日 第一一回役員会開催、出席者一七名。  
五月二十九日 第二二回役員会開催、出席者一九名、総会提出議案審議した。  
第六回総会開催、日本鮭鱒資源保護協会に加入決議した。  
一二月一九日 常務理事会開催、出席者七名。  
五月一四日 第一三回役員会開催、出席者一六名、総会提出議案を審議した。  
五月三〇日 第七回総会開催、役員改選を行い理事二八名、監事三名を選挙す。  
組合長理事に半田前副組合長理事当選した。  
総会開催期日は従来六月となつていたが之を五月又は六月と改めることに定款を変更決議した。  
六月八日 第一四回役員会開催、副組合長、常務理事を互選した。  
一二月一八日 常務理事会開催、出席者八名。

昭和三十四年

昭和三十五年

昭和三十六年

四月一六日 常務理事会開催、出席者七名、養鱒事業施行に関し協議す。  
五月一七日 第八回総会開催、出席者一三八名（委任状出席一〇五名）。  
二月二七日 常務理事会開催、出席者七名、本組合創立十周年記念式典を行ふことに決定し準備委員を定めて実行案を検討することを決議した。  
四月八日 右準備委員会を開催し、来る五月二三日に総会に引き続き施行することに決した。  
五月二二日 理事会開催、総会提出議案を審議した。  
五月二三日 第九回総会開催、終了後本組合十周年記念式典を挙行し、永年勤続者及功労者に対し感謝表彰を行った。

# 北海道鮭鱒増殖漁業協同組合定款

## 才一章 総 則

- 第一条 この組合は、組合員が協同してその漁業の生産能率を挙げ、経済状態を改善し、社会的地位を高め、鮭鱒族の蕃殖保護を図り以て鮭鱒漁業の健全なる発達を促すことを目的とする。
- 第二条 この組合は、組合員のために左の事業を行う。
- 一、鮭鱒族の人工孵化及び天然蕃殖保護の施設の設置
  - 二、国又は道の委託による親魚捕獲及び親魚払下に係る鮭鱒の処分
  - 三、鮭鱒漁業の改良発達を促すために必要な研究調査
  - 四、鮭鱒漁業及び孵化技術並びに組合事業に関する組合員の知識向上を図るための教育並びに組合員に対する一般的情報の提供に関する施設
  - 五、組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付
  - 六、組合員の貯金の受入
- 七、組合員の事業又は生活に必要な物資の供給
- 八、組合員の事業又は生活に必要な共同利用に関する施設
- 九、組合員及び組合の事業施行に伴う漁獲物その他生産物の運搬、加工、保管又は販売
- 十、組合員の遭難防止若しくは遭難救済に関する施設又は漁船保険の斡旋
- 十一、組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
- 十二、前各号の事業に附帯する事業
- 2 この組合は総会の指定する銀行其他の金融機関に対して組合員の負担する債務の保証又は当該金融機関の委任を受けその債務を取立てることができる。
- 第三条 この組合は、北海道鮭鱒増殖漁業協同組合という。
- 第四条 この組合の地区は、北海道一円とする。
- 第五条 この組合は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。但し、総会が必要ありと認めるときは

- 支所を置くことができる。支所に関する規程は規約でこれを定める。
- 第六条 この組合が農林中央金庫、漁業協同組合連合会に加入し若しくは脱退し、会社の株式を取得し又は団体に対し出資をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。
- 第七条 この組合の公告は、この組合の掲示場に掲示してこれをし、且つ、必要があるときは北海道新聞に掲載してこれをする。
- 第八条 この定款に定めるものの外、業務執行、会計その他必要な事項は総会の議決を経て規約でこれを定める。

## 才二章 組 合 員

- 第九条 この組合の地区内に住所を有する漁民で、一年のうち九十日以上鮭鱒漁業を営むものはこの組合の正組合員となることができる。
- 2 左に掲げるものはこの組合の準組合員となることができる。
- 一、組合の地区内に住所を有し若しくは漁業の根拠地を有する主として鮭鱒漁業を営む漁業生産組合
- 第十条
- 3 組合員になろうとする者の資格が明瞭でないときは理事の過半数でこれをきめる。
- 組合員になろうとする者は、氏名又は名称、住所及び引受けようとする出資口数を記載した加入申込書を組合の理事に対し提出しなければならぬ。但し、漁業生産組合及び前条第二項第四号の法人の場合にあつては定款、最近作成された財産目録並びに貸借対照表及び左の事項を記載した書面を添付しなければならない。

- 一、成立の年月日
- 二、事業の概要
- 三、役員の名及び住所
- 四、出資の総口数

2 組合は、前項の申込書を受けこれを承諾したときは、その旨を申込者に通知し、出資の払込をさせた後組合員名簿に記載するものとする。

3 出資口数を増加しようとする組合員については、第一項本文及び前項の規定を準用する。

第十一条 組合員はこの組合の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

2 組合員でない者が持分を譲り受けようとするときは、前条第一項及び第二項の規定を準用する。但し、同条第二項の出資払込をさせない。

第十二条 組合員がその資格を失い、又はその資格に變動があつたときは、直ちにその旨を組合に届出なければならぬ。

第十三条 組合員が脱退しようとするときは、六十日前までに書面をもつてその旨を予告し、事業年度の終りに於いて脱退することができる。

第十四条 組合員の相続人で、その組合員の死亡により

持分の払戻請求権の全部を取得した者が、直ちに組合に加入の申込をし、組合がこれを承認したときは、その相続人は被相続人の持分を取得したものとみなす。

第十五条

組合員が左の各号の一に該当するときは、総会の議決を経てこれを除名することができる。この場合、その組合員に対し、総会において辨明する機会を与えなければならない。

一、一年間組合の施設を全く利用しないとき

二、出資の払込、経費の支払その他組合に対する義務の履行を怠つたとき

三、組合の事業を妨げる行為をしたとき

四、法令又はこの組合の定款若しくは規約に違反しその他組合の信用を失わせるような行為をしたとき

2 除名を決議したときは、その理由を明らかにした書面をもつて、これをその組合員に通知しなければならない。

第十六条

組合員が脱退した場合には、第二十八条第一項第一号の規定により算出した持分額を払い戻すものとする。但し、除名によつて脱退した場合には、同号の規定により算出した持分額の半額とするものとする。

第十七条 組合員は、己むを得ない理由があるときは、理事の過半数の承認を得てその出資の口数を減少することができる。

2 組合員がその出資口数を減少した場合には、第十六条本文の規定を準用する。

第二十二条

賦課金を納付期限までに完納しないときは、その期限後一日について、滞納金額に対し、納付期日の翌日から納付完了の日まで日歩四銭の割合で過怠金を徴収するものとする。

### 第三章 出資、費用分担及び積立金

第二十三条

この組合は、損失の填補に充てるため出資総額と同額に達するまで、毎事業年度の剰余金の十分の一以上を準備金として積み立てるものとする。

第十八条 組合員は、出資一口以上を持たなければならない。但し、百口以上をこえることができる。

第二十四条

この組合は、第二条第四号の事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の二十分の一以上を教育情報事業資金として翌事業年度に繰越すものとする。

第十九条 出資一口の金額は、金壹万円とし、全額一時払込とする。

第二十五条

この組合は、剰余金から特別積立金を積み立てることができる。特別積立金は、損失の補填に充てるものとする。但し、総会の決議により臨時の支出に充てることができる。

第二十条 出資の払込を怠つたときは、払込期日後一日から払込が完了の日まで日歩四銭の割合で過怠金を徴収するものとする。

第二十六条

この組合は、職員退職給与規程の定めるところにより、毎年職員退職給与積立金を積み立てるものとする。

2 前項の賦課金額、徴収時期及び徴収方法は、

2 職員退職給与規程は、理事がこれを定める。  
第二十七条 この組合は、遭難救恤規程の定めるところにより、毎年遭難救恤資金を積みたてるものとする。

第三十条 理事は正組合員の中から選挙する。但し、総会において必要と認めるときはその議決により理事のうち五名以内は正組合員以外から選挙することができる。

2 遭難救恤規程は総会の議決を経て定めるものとする。

2 組合長は前項本文の規定により理事に当選した正組合員の中から正組合員が総会においてこれを選挙する。

第二十八条 この組合の財産についての組合員の持分は、左の標準によりこれを定める。

3 前二項に規定するものの外、役員及び組合長の選挙は附属書役員選挙規程の定めるところによる。

一、払い込んだ出資金の総額に相当する財産については、各組合員の払い込んだ出資額に応じて算定する。但し、その財産が払い込んだ出資総額より減少したときは、各組合員の出資額に応じて減額して算定する。

4 理事は副組合長二名、専務理事一名を互選し、且つ、必要に応じて常務理事若干名を互選することができる。

二、その他の財産については、組合の解散の場合に限って算出するものとし、その算出方法は総会でこれを定める。

5 常任監事は監事の互選による。組合長は、この組合を代表し、理事会の決定に従つて業務を処理する。

2 持分を算定するにあたり計算の基礎となる金額で一円未満のものは、これを切り捨てるものとする。

2 組合長事故あるときは、副組合長これに代り、組合長及び副組合長共に事故あるときは専務理事これに代り、副組合長及び専務理事共に事故あるときは常務理事の一人これに代り組合長欠員るときはその職務を行う。

#### 才 四 章 役 職 員

第二十九条 この組合に、役員として理事二十八人、監事

第三十二条 監事は、少くとも毎事業年度二回組合の財産

又は業務執行の状況を監査しなければならぬ。

3 第一項の規定により役員の変更を請求する組合員は、その理由を記載した書面をこの組合に提出しなければならない。

2 監事は前項の監査の結果につき理事会に報告し、意見を述べなければならない。

4 この組合は、前項の書面の提出があつたときは、総会の会日から七日前までにその役員に対し、その書類を送附し、且つ、総会において辨明する機会を与えなければならない。

第三十三条 3 監査についての細則は、監事がこれを定める。  
2 役員は、現任役員に残りの期間とする。

3 役員は、その理由を記載した書面をこの組合に提出しなければならない。

2 水産業協同組合法第四十四条の規定による全員の改選によつて就任した役員は、その改選によつて退任した役員に残りの期間とする。

第三十五条 役員は、その理由を記載した書面をこの組合に提出しなければならない。

3 定員の補充又は水産業協同組合法第四十四条第二項但書の改選によつて就任した役員は、現任役員に残りの期間とする。

2 参事及び会計主任の職務は、理事がこれを定めるものとする。

第三十四条 役員は、正組合員の五分の一以上の連署をもつて、その代表者から役員の変更の請求があつたときは、任期中でも総会において、これを改選することができる。

2 前項の規定による改選は、理事の全員又は監事の全員について同時にこれを行うものとする。

3 参事及び会計主任の選任又は解任は、理事の過半数をもつて決し、その他の職員の任免は組合長これを決する。

但し、法令に基いてする行政庁の処分又は定款若しくは規約の違反を理由とする場合はこ

2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してこれをしなければならない。

3 第一項の規定による請求があつたときは、理事は、当該参事又は会計主任の解任の可否を決しなければならない。

4 理事は、前項の可否を決する日の七日前までに、当該参事又は会計主任に対し、第二項の書面を送付し、且つ、辨明する機会を与えなければならぬ。

第三十八条 この組合の行う事業と実質的に競争関係にある事業を営み又これに従事する者はこの組合の理事、監事、参事又は会計主任になることができない。

## 才五章 総 会

第三十九条 理事は、毎事業年度一回、五月又は六月通常総会を招集するものとする。

- 2 理事は、左の場合に臨時総会を招集する。
  - 一、理事が必要と認めたとす。
  - 二、正組合員がその五分の一以上の同意を得て、水産業協同組合法第四十八条第一項各号の事項のうち会議の目的としようとする事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して招集を請求したとき

三、正組合員がその五分の一以上の連署をもつて役員の変更を請求したとき

3 前項第二号又は第三号の場合には、請求のあつた日から二十日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 4 監事は、左の場合に臨時総会を招集する。
  - 一、理事の職務を行う者が不在とき及び理事が第一項第二号又は第三号の請求があつても正当な理由がないのに招集の手続をとらないとき
  - 二、監事が財産の状況又は業務執行について不整の点あることを発見した場合においてこれを総会に報告するため必要と認めたとす

第四十条 総会は、正組合員の二分の一以上出席しなければ議事を開いて議決することができない。

- 2 前項に規定する正組合員の出席がないときは、組合は、二十日以内に更に総会を招集しなければならない。この場合は前項の規定にかかわらず正組合員の四分の一以上の出席をもつて議事を開き議決することができる。但し、第四十二条各号に掲げる事項についてはこの限りでない。
- 第四十一条 左の事項は総会の議決を経なければならない。

### 一、定款の変更

- 二、規約の設定、変更及び廃止
- 三、毎事業年度の事業計画の設定及び変更
- 四、経費の賦課及び徴収の方法
- 五、貸付金の利率の最高限度
- 六、毎事業年度内における借入金金の最高限度
- 七、事業報告書、財産目録、損益計算書、貸借対照表、剰余金処分案及び損失処理案の承認
- 八、訴願若しくは訴訟の提起又は和解
- 九、不動産（総トン数二十トン以上又は積石数二百石以上の船舶を含む）に関する物権の設定、得喪又は変更

### 十、解散又は合併

- 十一、組合員の除名
- 2 前項第一号第十号及び第十一号までの事項は、前条第二項の規定にかかわらず正組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

第四十二条 総会では、予め通知した事項に限つて議決するものとする。但し、左の事項を除くの外急ぎに実施する必要のある事項はこの限りではない。

### 一、定款の変更

### 二、解散又は合併

- 三、組合員の除名
- 第四十三条 総会の議長は、総会に出席した正組合員の中から正組合員が選任する。
- 第四十四条 正組合員は予め通知のあつた事項についてのみ代理人により議決権を行うことができる。但し、代理人はその組合員と同じ世帯に属する成年者又はその他の正組合員でなければならない。
- 2 代理人は一正組合員に限つてその代理をすることが出来る。
- 3 代理人は代理権を証する書面をこの組合に提出しなければならない。

第四十五条 正組合が左に掲げる場合総会の当日自ら出席して議決権を行使することができないときは書面をもつて議決権を行うことができる。

- 一、業務又はやむを得ない用務のため遠隔地にある場合

二、疾病若しくは負傷の場合又は産褥にある場合  
前条の規定により書面をもつて議決権を行使する場合その書面が総会の開会までにこの組合に到達しないときは無効とする。

第四十七条 準組合員は総会を傍聴することができる。

第四十八条 職員に対する給与は、給与規程の定めるところによる。

2 給与規程は、理事これを定める。

第四十九条 この組合の役員の外顧問若千名をおくことができる。

2 顧問は理事会の承認を受けて組合長これを委嘱する。

第五十条 総会に関し必要事項は、別に定める規約による。

## 才六章 事業の執行及び会計

第五十一条 この組合の事業年度は、一年とし、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

第五十二条 この組合の一組合員に対する貸付金の最高限度は、毎事業年度総会の決議を経なければならぬ。

第五十三条 この組合は二年以内において、組合員が組合の施設の一部をもつばら利用しなければならぬ旨の契約を組合員と締結することができる。

2 前項の契約は、書面でこれをしなければならぬ。

第五十四条

この組合は組合員の利用に差支えない限り、組合員以外の者に第二条第六号から第九号までの事業ならびにこれらの事業に附帯する事業を利用させることができる。

第五十五条 この組合の施設の利用について需要者が多くある場合には、その利用の基準は理事の過半数でこれを定める。

第五十六条

組合員以外の者より徴収する利用料は、当該施設について組合員より徴収すべき額と同程度で理事がこれを定める。

第五十七条

この組合は、貯金の払戻しに充てるために、要求払貯金の二十に相当する金額と要求払貯金以外の貯金の百分の十に相当する金額との合計額以上の金額を、この組合の加入する信用漁業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行又は郵便局へ預けなければならない。

第五十八条

この組合の余裕金は、この組合の加入する信用漁業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行若しくは郵便局に預け入れ、又は国債証券、地方債証券、農林債券その他金融機関の発行する債券を取得する外これを他の目的に運用することができない。但し、この組合の加入する信用漁業協同組合連合会及び農林中央金

庫への預け金の合計額は、余裕金総額の二分の一を下つてはならない。

2 前項の規定により余裕金を預け入れる銀行及び前項の規定により余裕金をもつて取得する農林債券以外の金融債券の種類は、毎事業年度総会の議決を経なければならない。

第五十九条 この組合の定款及び規約に違反した組合員に対しては事業の一部又は全部の利用を停止することができる。

## 才七章 剰余金の処分及び損失の処理

第六十条 剰余金から準備金に積み立てる金額、第二

四条により繰り越す金額及び納税引当金を差し引き、なお残余あるときは、特別積立金、払い込んだ出資額に対する配当金、事業分量に対する配当金、役員賞与金又は繰越金とする。

第六十二条 払い込んだ出資額に対する配当は、事業年度の終りにおける組合員の払込済出資額に応じてこれを定めるものとし、その率は、年五分以内とする。

2 事業分量に対する配当はその事業年度内にお

創立当時の役員は第一回通常総会当日までとする。

## 事務所所在地

組合事務所	札幌市北三条西七丁目北海道水産会館内
十勝支所	帯広市東一条南二丁目
根室支所	根室国標津町
網走支所	網走市新町
湧別支所	北見国湧別町
茶路支所	釧路国白糠町
茅沼支所	釧路国標茶町

## 附 則

いて取扱つたものの数量、価格その他の分量を参酌して組合員の事業分量に応じてこれをなすものとする。

2 第二十八条第二項の規定は、配当金の計算にこれを準用する。

第六十三条 組合員以外の者に対する事業分量の配当は、組合員に対する場合と同程度で理事がこれを定める。

第六十四条 損失の填補は、まず特別積立金をもつてし、次に準備金をもつてする。

組合員・出資額

年度別	總會名	正組合員	準組合員	組合員計	出資総額	備考
昭和二十六年	創立總會	二二二		二二二	七、〇二〇、〇〇〇円	出資は一口壹万円
二八年	第一回通常總會	二二三		二二三	七、一七〇、〇〇〇	
二九年	第二回	二三一		二三一	七、二七〇、〇〇〇	
三〇年	第三回	二三八		二四〇	七、八二〇、〇〇〇	
三一年	第四回	二三八		二四〇	七、九四〇、〇〇〇	
三二年	第五回	二三八		二四〇	七、九四〇、〇〇〇	
三三年	第六回	二三五		二三七	七、九四〇、〇〇〇	
三四年	第七回	二三七		二三九	七、九〇〇、〇〇〇	
三五年	第八回	二三三		二三五	七、六八〇、〇〇〇	
三六年	第九回	二三一		二三三	七、六三〇、〇〇〇	

役員・職員

組合創立以来現在に至る間の理事、監事及職員の氏名は次の通りである。

役名	氏名	名	就任期間	退任理由
理事(組合長)	林好次	自昭三六、一〇、二〇	昭三四、五、三〇 退任后死亡	
〃	半田芳男	自昭二六、一〇、一〇	自昭二六、一〇、一〇	副組合長
〃	植松適	自昭二六、一〇、一〇	自昭二六、一〇、一〇	常務理事
〃(副組合長)	藤枝義見	自昭二六、一〇、一〇	自昭二六、一〇、一〇	常務理事
〃	新妻壬子	自昭三一、一〇、一〇	自昭三一、一〇、一〇	常務理事
〃(専務理事)	相原重治	自昭二六、一〇、一〇	自昭二六、一〇、一〇	専務理事
〃(常務理事)	三好竹勇	自昭二六、一〇、一〇	自昭二六、一〇、一〇	専務理事
〃	佐々木繁太郎	自昭二六、一〇、一〇	自昭二六、一〇、一〇	専務理事
〃	大坂岩吉	自昭二六、一〇、一〇	自昭二六、一〇、一〇	専務理事
〃	奥谷悠一	自昭二六、一〇、一〇	自昭二六、一〇、一〇	専務理事
〃	堺哲弥	自昭二六、一〇、一〇	自昭二六、一〇、一〇	専務理事
〃	栗山幸治	自昭二六、一〇、一〇	自昭二六、一〇、一〇	専務理事





事業成績

本組合の事業はその定款に示す如く本道に於ける鮭鱒漁業資源の維持培養のため必要なる人工孵化及び天然孵化の健全なる発達を図るためこの事業を実施する国及道に対し物心両面から協力するを主とし併せて鮭鱒漁業の改良発達に資すること、協同体として組合員への奉仕をすることにあり、この意味での事業を企画実施しておる。尚附言したきことは前述の如く本組合設立の当時は、専ら本邦就中本道の鮭鱒漁業資源の保全増殖を図ることを主眼としたがその後北洋漁業の再会を見之に関連し各種の調査研究の結果北洋の鮭鱒資源と本道のそれとの間に密接なる関連あるものと考へらるゝに至つたので、本道の孵化放流の結果は北洋資源へ寄与する面もあることは確であるので、この意味で本組合の事業も国際的色彩を帯ぶるに至つたものと思はる。

負し得るものと信ずる次第である。

国営孵化事業への協力としては孵化施設の強化拡充を期するため昭和二十六年より二十八年に亘り約一億粒の採卵孵化設備を本組合に於て整備して国に無償にて貸付しておるのみならず、年々の採卵孵化放流事業に対し孵化場予算の不足への補充、親魚捕獲採卵事業の一部の委託を受けて実際に事業を行ふことなどで顕著な成績を挙げておると自

(一) 協力事業

○孵化設備の拡充強化のための協力成績

これは本組合に於て農林漁業特別資金を借入れて石狩川外二十一水系に孵化設備を行い、国営孵化場へ無償にて貸付しておるものでこれによつて孵化能力約一億を増加し得たその内容左表の通り。

特融資金によつて拡充強化した内容

年 度	水系名	孵化場名	施設費	実施したもの	の名称
昭和二十六年	石狩川	千歳支場	一、〇四五、〇〇〇円	孵化室、倉庫、養魚池、孵化器、その他	
昭和二十七年	十勝川	東神楽事業場	一〇、五九五、〇〇〇	管理舎、養魚池、孵化器、その他	
昭和二十八年	標津川	幕別事業場	一〇、五九五、〇〇〇	管理舎、養魚池、孵化器、その他	
昭和二十九年	日方川	根室支場	一一、五一四、〇〇〇	車庫、管理舎、養魚池、孵化器、その他	
昭和三十年	羅臼川	十勝支場	三、〇九九、六〇〇	採卵舎、管理舎、養魚池、"	
昭和三十一年	羅臼川	大樹支場	二、九七一、〇六〇	"	
昭和三十三年	長万部川	羅臼事業場	二、八八三、七五〇	"	
昭和三十三年	遊楽部川	渡島支場	五、六五七、七〇五	"	
昭和三十三年	暑寒別川	遊楽部事業場	二、二一〇、〇〇〇	管理舎、孵化器、その他	
昭和三十三年	幌内川	天塩支場	三、一九六、〇〇〇	養魚池、孵化器、その他	
昭和三十三年	幌内川	増毛事業所			
昭和三十三年	幌内川	北見支場			
昭和三十三年	幌内川	幌内事業場			

計	二八、一〇、三〇五	厚沢部川	渡島支場	二、五八〇、〇〇〇	孵化室、倉庫、採卵舎、管理舎、養魚池、孵化器、その他
	二八、一〇、三〇二	石狩川	厚沢部支場	八、五五〇、二三〇	採卵舎、管理舎、養魚池、孵化器、その他
	二七、九〇、三〇五	石狩川	千歳支場	四、七四五、三二二	管理舎、養魚池、孵化器、その他
	二八、六三、三〇一	茶路川	千歳支場	三、四三三、〇〇〇	採卵舎、管理舎、養魚池、孵化器、その他
	二八、六三、三〇一	新冠川	新冠支場	三、四七六、〇〇〇	採卵舎、管理舎、養魚池、孵化器、その他
	二八、七五、三一二	常呂川	北見支場	三、〇三〇、〇〇〇	管理舎、養魚池、孵化器、その他
	二八、八七、二〇〇	白老川	千歳支場	二、七五四、五五八	採卵舎、管理舎、養魚池、孵化器、その他
	二八、八八、三一一	湧別川	北見支場	五、七四三、九〇〇	採卵舎、管理舎、養魚池、孵化器、その他
	二八、九七、一〇一	姉別川	根室支場	五、二六八、三五〇	採卵舎、管理舎、養魚池、孵化器、その他
	二八、九七、一〇五	阿寒川	阿寒支場	四、六四八、〇〇〇	管理舎、養魚池、蓄養池、孵化器、その他
	二八、九〇、三〇〇	網走川	北見支場	二、七九五、〇〇〇	その他
	二八、一〇〇、三〇一	渚滑川	北見支場	四、三五七、七〇〇	採卵舎、養魚池、蓄養池、孵化器、その他
	二八、九一、三〇五	釧路川	十勝支場	三、六五七、七〇〇	倉庫、採卵舎、監視舎、蓄養池、その他

○孵化事業施行に対する協力成績

本組合設立以前に於ても北海道鮭鱒保護協力組合、北海道鮭鱒養殖水産組合、北海道鮭鱒漁業協同組合等がその主要事業は現在の本組合のそれと全く同一であつて協力を専心したが唯本組合に及んで漸くその規模が拡大された。前項に述べた孵化設備を整備して国营孵化事業に提供した外に毎年必要経費を支出しておる。その財源は組合自己資金及鮭鱒漁業者（大部分は本組合員）への賦課金の外後

に記する親魚捕獲事業の一部の委託を受け捕獲親魚の採卵後のものと国营孵化場に於て直営捕獲親魚の採卵後のものゝ払下を受けたものゝ処分によるものである。要すれば本組合の総収入の中、組合経営上必要なる経費を差引きたる剰余は挙げてこの協助力金となるのである。これ等の関係につき左に略記する。

年 度	総 収 入	総 支 出	協 力 金	協 力 金 対 する 総 収 入 の %
昭和二六	六九、六六五円	二、三一五、六七七円	二五、四二一、九〇七	三九・〇
二七	六五、二一五、九二九	六五、八六九、六三〇	二一、八八五、二八九	三五・六
二八	六一、四八八、九五七	六四、二〇九、二三八	二一、八六四、七四六	四七・八
二九	四五、七二四、三九三	五二、九五一、八八七	一六、一六八、九七七	二四・二
三〇	五八、四三七、六一五	五七、七〇二、七四九	一二、九八一、三八九	二六・四
三一	四九、二四八、二一四	五二、五三一、五一二	二二、〇三三、三八九	二七・七
三二	九七、四七二、四〇五	八八、九八四、六二六	二二、三六〇、五九四	二六・八
三三	八四、三三九、一一二	八二、三五七、八五八	一七、四二二、七四九	二〇・七
三四	六四、六〇五、八〇七	六四、五一四、八九四	一六、六二九、八一五	二五・七
三五	六四、六六〇、五〇六	六四、四一六、六五五	一七、八、八五五	三〇・二
計	五九一、二六二、六〇三	五九四、八五四、七二五	一七八、七六八、八五五	

○ 協力費の内容

年度	費目		地方協助力金	孵化事業費	密漁取締費	親魚捕獲費	卵子運搬費	計
	官営	事業協力費						
二六		1						
二七	連合会協助力金に含む	14,301	474	313,000	771	9,191	293	25,421
二八	"	11,486	0	189,500	930	8,324	81	21,885
二九	1,039	601		67,220	0	9,499	527	21,864
三〇	2,321	571		72,255	0	6,458	659	16,168
三一	366	624		60,200	0	6,980	675	12,981
三二	1,044	270		118,350	695	6,425	285	23,033
三三	2,642	350		72,692	754	6,318	441	23,360
三四	1,197	338		144,840	951	4,365	484	17,422

(二) 鮭鱒親魚捕獲採卵成績

本組合に於て孵化場より委託を受けて実施することは、孵化場の予算関係その他の事情により国営孵化場が直営し難き場所、水系別にして鮭に在りては一一乃至一六、捕獲場一六乃至二八ヶ所、樺太鱒に在りては二乃至一一水系、捕獲場二乃至一二ヶ所、桜鱒に在りては四乃至一四水系、捕獲場所四ヶ所乃至一八ヶ所に就て実施を委託しており、全道の事業分量に比し親魚捕獲率に於て鮭は三七%、樺太鱒は一二%、桜鱒は二七%、採卵率に於て鮭三三%、樺太鱒五%、桜鱒二七%の成績を示し、相当の比重を占めておる、その内容概ね次の通り。

○ 鮭鱒親魚捕獲採卵成績表

魚種	年度	本組		全道		本組合		受託捕獲場	摘要
		親魚捕獲数	採卵数	親魚捕獲数	採卵数	親魚捕獲率	採卵率		
鮭	二六	99,533	47,828	295,360	237,788	34,020	0	一六水系二八ヶ所に於て採獲採卵	
	二七	112,714	64,321	312,120	219,395	39,029	0	一五水系二七ヶ所に於て	
	二八	84,380	73,836	222,188	210,261	40,035	0	一六水系二六ヶ所に於て	
	二九	142,046	120,805	383,403	334,288	37,036	0	一七水系二七ヶ所に於て	
	三〇	147,812	142,416	294,183	297,543	50,048	0	一二水系二〇ヶ所に於て	
	三一	81,528	75,237	182,065	168,226	45,045	0	一二水系一九ヶ所に於て	
	三二	1,197	338	144,840	951	4,365	484		
	三三	2,642	350	72,692	754	6,318	441		
	三四	1,197	338	144,840	951	4,365	484		

樺太鱒												
平均	三五	三四	三三	三二	三一	三〇	二九	二八	二七	二六	平均	三五
一八、六六三	一、六二三	二二四	三九三	五、二七九	一四、〇〇六	四三、二二〇	五、二六八	三九、〇四五	一八、七六五	五八、八〇四	一、五五八	四九三
六、六〇九、 九六六	九三一、 四九〇	三一三、 一四〇	五〇七、 九四〇	三、二〇六、 四四三	五、八五三、 四五三	一九、七六八、 〇〇〇	二、三三一、 七七〇	九、九八六、 七五〇	六、〇六七、 六七〇	一七、一三三、 〇〇〇	五三三、一〇〇	五一四、五五五
六八、七一一	一五、〇〇九	六、五九五	七、四八七	二七、〇三四	一〇三、六九〇	一六〇、八二五	一七、九三九	八九、五〇六	七七、八四四	一八一、二三九	一三、四七四	五、〇七四
二四、六四三、 七一九	八、二四〇、 〇〇四	七、七八三、 四四〇	九、一一四、 九三〇	一二、六四三、 〇九〇	四五、八六四、 二〇九	五〇、六二三、 八四〇	八、七九八、 一三〇	三三、三四九、 二七五	二九、三五八、 二七〇	四〇、六六一、 〇〇〇	九、七六一、 五七一	六、八七〇、 一八八
二七、〇二七、〇	一一、〇一一、〇	三、〇四、〇	五、〇六、〇	二〇、〇二五、〇	一四、〇一三、〇	二六、〇三九、〇	二九、〇二七、〇	四四、〇三〇、〇	二四、〇二一、〇	三三、〇四二、〇	一一、〇〇	八、〇
	四水系四ヶ所に	五水系五ヶ所に	六水系六ヶ所に	六水系六ヶ所に	八水系八ヶ所に	九水系九ヶ所に	一七水系一七ヶ所に	一二水系一三ヶ所に	一六水系一八ヶ所に	一四水系一六ヶ所に捕獲採卵	二水系二ヶ所に	

桜鱒												
平均	三五	三四	三三	三二	三一	三〇	二九	二八	二七	二六	平均	三五
一二〇、〇八一	一一七、二四一	九二、六八九	一〇七、〇〇〇	九六、〇三五、 八四〇	一〇五、九二二、 八七五	一、〇九〇、 一、二二二、 二、二五〇	一、〇九〇、 一、二二二、 二、二五〇	一、一五三	二、四七〇	七、二三三	一二〇、〇八一	四九三
三二七、五五四	三〇五、一三二	三五三、四九九	四一〇、三二二、 九九〇	二六九、二〇七、 九一〇	三一七、三五八、 八七五	四一、二二二	二八、〇四五	七、三五六	三三二、四七一	二三四、〇〇〇	五三三、一〇〇	五一四、五五五
三二七、五五四	三〇五、一三二	三五三、四九九	四一〇、三二二、 九九〇	二六九、二〇七、 九一〇	三一七、三五八、 八七五	四一、二二二	二八、〇四五	七、三五六	三三二、四七一	二三四、〇〇〇	五三三、一〇〇	五一四、五五五
三、〇	一、〇	三、〇	二、〇	二、〇	二、〇	二、〇	二、〇	二、〇	二、〇	二、〇	二、〇	二、〇
二水系二ヶ所に	二水系二ヶ所に	三水系三ヶ所に	四水系四ヶ所に	四水系四ヶ所に	四水系四ヶ所に	四水系五ヶ所に	四水系五ヶ所に	八水系一〇ヶ所に	三水系四ヶ所に	一〇水系一ヶ所に	一水系一ヶ所に捕獲採卵	二水系二ヶ所に

(三) 機関雑誌の発行

組合員の智識の向上並びに教育と、一般的情報の提供と、鮭鱒増殖に関する調査研究に貢献せんとする意図を以て、従来本組合の前身である北海道鮭鱒漁業協同組合に於て、同一趣旨で発行しておつた鮭鱒彙報を引継ぎ発行して現在に及んでおる。尚組合員に対する組合本部との連絡機関としての増協通信は、本誌発行の都度一頁をこの分に使用するこゝとして編輯しておる。

本組合創立以来発行したものの、状況左の通り。

発行年月日	号数	記事概要
昭和二九、五、三一	第五五号	鮭鱒標識放流稚魚の洞滞(佐野誠三)、姫鱒の将来を憂ふ(半田芳男)、 河川浄化の問題(五十嵐彦仁)、厚岸近海の鮭鱒族(江口 弘)
三〇、一一、三〇	第五六号	鮭鱒孵化事業に対する協力体制に関する私見要旨(半田芳男)、水質汚濁防止について(江口 弘)、鮭鱒放流稚魚の実数算出について(鮭鱒天塩支場)、千歳孵化場の不振考察(菊地覚助)。
三四、一〇、三一	第五七号	鮭鱒孵化場(半田芳男)、 七十年前創立当時の千歳孵化場(半田芳男)。 鮭鱒彙報と私(岡田 雋)、養殖とは何ぞや(水上 武)。 増協通信(第五号)。
		鮭鱒孵化場(半田芳男)、 七十年前創立当時の千歳孵化場(半田芳男)。 鮭鱒彙報と私(岡田 雋)、養殖とは何ぞや(水上 武)。 増協通信(第五号)。

(四) 調査試験

○網抜鮭鱒調査

本道北方外洋に於て操業する流網に罹つた魚の中、網目を脱出したものは顯著なる傷跡を印しておるが、これが秋季に本道沿岸及河川に於て採捕さるゝこと珍らしくない。この事實は鮭鱒の生活史、生態の研究、漁政上の参考に資するものと信ぜらるゝので本組合に於て昭和二十八年より三十年に至る間調査した。その結果を左に要記する。

河川名	魚種	漁獲数に対する網抜魚の%		
		二八年度	二九年度	三〇年度
西別川	樺太鱒	二六・四		
標津川		七・六		
忠類川			八・〇	一七・四
ルンヤ川			一四・三	
海別川			二七・三	
網走川			一一・五	
湧別川			二・一	
渚滑川		〇・八		
雄武川		〇・五		
十勝川			七・九	
湧別川	鮭		〇・八	

○鮭鱒親魚捕獲装置改良試験

河川を遮断して魚止を行い親魚捕獲を実施するに当りこの魚止は水圧、流下物の充塞等により強度が弱まること、又必要以外の魚類の浜上を阻み上流漁業へ支障を与える等の欠点を除去することが本道孵化事業施行上必要を痛感しておるので、之が改良につき研究の結果成案を得たので之を実地に試みんとし、昭和三十三年度網走川に於て施行した。

本試験は魚止を鉄格子とし必要に応じ一部を必要の場合上下し得るものとした。実施の結果良好で之を他にも応用し得るものと認めた。

本試験に対しては北水協会に於て有益なるものとして施設の一部に奨励金として寄贈せられた。

○早期鮭親魚の蓄養採卵試験

採卵は原則として上流河川産卵床に於て行い採卵を得易くするのであるが、世相の変遷は河川内の密漁次第に激化して上流に於て捕獲する数量を減ずるのでこれを出来るだけ下流に於て捕獲し、末熟魚を蓄養催熟の方策をとるを得策と信ぜられるも、これは技術的に困難なるものあるにより充分試験を行ふ必要を認め昭和二十六年より十勝川に於て地元漁業者の協力を得て実施した。

蓄養場は河口より約一里上流の派流打内川を仕切り約七千  
 勝川産の捕獲親魚数及び採卵数の過半をこゝより供給する  
 余坪の水面を使用した。その結果は頗る良好で現在では十  
 の盛況である。左に試験の結果を示す。

年度	捕獲数 ♀	蓄養数 ♀	使用数 ♀	採卵数	摘	要
二六	一、一一二尾	一、一五三	二六一	八七〇、五〇〇		蓄養数より使用数多いのは自然派上のもの加はつたため。
二七	二、二七五	二、二七五	二、〇五六	七、二二二、九九〇		
二八	五、八〇〇	一、六六一	一、三五二	四、九七五、八〇〇		
二九	一六、四二一	八、三九六	八、八九〇	二八、二七三、五〇〇		

○鮭老親魚の利用試験

採卵後の親魚併びに蓄養魚の中には、塩蔵その他普通の  
 ソボロ、魚肉ソーセージ、ペースト、フライの半冷燻等  
 利用方法に適せず、商品価値極めて低きものあるにより、  
 に加工したが、肉質劣等にして良好製品を得難く、事業化  
 之を加工利用することは之亦孵化事業経営の一助ともなる  
 し得るものと思はるゝものは前記加工品の中、生ソボロ  
 ものと思はる。仍て昭和三十年十一月十勝川上流千代田捕  
 (食塩添加せざるもの)とソーセージ(鮭肉のみで鮫肉  
 獲場産のものを原料とし、北海道水産試験場に委嘱して生  
 配分せざるもの)の二種であると結論された。

(五) 陳情・要望

本組合に於て鮭鱒の孵化事業、漁業の振興又は障害防除のため必要と認める漁政上の問題は、その都度関係方面に陳  
 情、要望を行つておるが、その中主なる事項を記せば左の通り。

名 称	年 度	事 項	陳 情 先
鮭鱒流網漁業の許可に 関する件	昭和二八年 三月一七日	本道周辺沖合殊に北方海域に流網漁業許可さるゝ機運にある が沿岸定置との関係を先分考慮され善処されたい。	道 知 事
北洋鮭鱒漁業出漁に関 する件	三〇年	北緯四七度以南の鮭鱒流網漁業の漁期の制限、区域の不拡張 をして沿岸漁業への影響を除きたい。	農林大臣、道知事、 自由党政調会長
北海道鮭鱒定置漁業の 転換対策に関する件	三〇年	北洋漁業再開されて以来本道沿岸定置の不振甚しきに鑑み孵 化事業を一層盛にすると共に定置漁業者にも北洋出漁の機会 を与へられたい。	同 前
漁業権の第二次切換に 当りては孵化事業への 協力者に対する勘案の 件	三一年 六月四日	従来の定置漁業者の中には孵化事業に協力を惜まない者と否 らざるものとあるので第二次切換に当てはこの点を考慮され 協力者に優先許さることを望む。	道 知 事

# 河川水質管理の必要性について

北海道立水産孵化場  
江口 弘

最近に於ける鉱工業の発達と、都市人口の増大に伴つ

て、北海道に於ても河川、湖沼、沿岸海域等、公共水域の水質が汚濁され、農水産業、公衆衛生等に相等の影響を生じているが、そのために全国の主なる河川について、その水質に一定の基準を設けて、水が汚れることを防ぐために、昭和三十四年度末、成立した水質汚濁防止のための二つの法律「水質保全法」「工場排水法」が昭和三十五年度から施行されるようになり、これに関連する指定河川の調査については、経済企画庁が水質規準設定のために、本道については石狩川を指定し、道が調査委託をうけて、道と道立各試験機関、北大等によつて昭和三四年より石狩川水系水域を縦に三区分して水質の合同調査が継続して行はれ、昭和三六年で一応河口までの調査は終了するのであるが、このたびの産業廃水の取締り、或は自然水の汚染改善が実行される運びになつたことは誠に喜ばしい限りといわ

なければならぬ。

水が農業にも、水産業にも、又あらゆる産業にも重要な資源であることは、最近、次第に産業者も注目しはじめているが、水資源はその水質が清浄に保たれて、はじめて資源としての価値があるもので、この意味から産業者はこの資源を利用した際には、その廃水は必ず清浄にして放流するという気構が必要である。昭和三十一年に我国の河川汚濁調査のため、W・H・O（国際保健機構）から派遣された米国イリノイ州公衆衛生局衛生工學主席技官であるC・Wクラツセン氏は水質汚濁に関する一般的事柄について、氏の三十年間の、この行政に従事した経験から「河川といものは単にそれを眺めて美しいというだけでなく、それは我々とつて一つの財産である。この河川は我々の生活に必要なものを与えてくれる。であるから河川はそれに関係する人々に等しく恩恵を与えることを、その原則として考

えなければならぬ。河川を眺めた場合、例えば工業という観点からだけ見た場合、また公衆衛生という立場からのみ見た場合、あるいは漁業という面からのみ見た場合、これらの見方は、河というものに対しては偏見といわなければならぬ。なぜならば、河は非常に多くの目的をもっているから、このように一つの観点からのみそれを見ることが真違である。水質汚濁防止の機関をつくる場合に大切なことは、河川に利益をもっているあらゆる機関の代表者を包含すべきである」以上のこと強調している。

財源の貧困になやみをもつ地方公共団体では、最近、各種工業誘致運動に必死であるが、本道でも工場誘致に成功し、また工場建設がきまらうとしている場所が数多くみられる。パルプ、製紙、甜菜糖、澱粉工業等の誘致がそれである。特に今後、本道に製糖施設が八ヶ工場新設が予定されるやに喧伝されているが、本道は今や原料供給地から一転、工業地帯造成が押進められつつある現況である。その反面、公共水汚染問題は益々大きくなることは当然であり、この問題の解決は急を要するものであらう。

公共水の水質汚染問題は、まずその問題の提出に極めて困難な研究課題が多く含まれている。現在、この問題は水産人或いは工業人が単独に研究解決し得られるようなものではなく、水質汚染の技術的な解明には生物、特に微生物、化学、衛生、土木、水産、工業等の多数の関連分野の専門

家が集つて行はれるべき河川水質管理と問題であり、このためには強い総合研究態勢の確立が望まれる。

## 鮭 鱒 外 交 攻 勢

広 田 源 造

日ソ漁業交渉は年々日本側のザリ貧を余儀なくされて往年の北洋漁業を顧て感無量のものがある。西経一七五度以東の北太平洋で日本にサケ、マスを獲らせない条約を押し付けたアメリカの仕打は論外としてソ連の主張する規制区域や網目がどうの延縄漁業はどうのとの言い分もあまりに芸のこまかいもので恰も材木を流して木ッ端を捨う類のものだ。

これらは勿論サケマス資源保護を理由とするものだがこゝに日本側として単にソ連に対してばかりでなく米加をも対象とするサケマス外交攻勢への打つ手があると思うのである。それはこれまでのようにさけますの習性を無視した各国の気まゝな縄張根性むき出しの主張でなく日ソ米加四国協力の下に年々二百億なり三百億の稚魚放流を目標とする人工孵化事業施行の提案である。そして田や畑の雑草を取るように又害敵から家畜を護るようにさけますの天敵対策に人力をつくすべきとの主張である。この事業には自身満々腕の高鳴りをしておる人材が日本の官界学界に充滿し

ているのではないか。

ソ連のイシコフ漁業相が「さけは両国の漁民をケンカさせるものでなくむしろ両国を接近させるものと考へている」(一月二十六日付道新による)と言明したがこの言葉の巾を倍増させて関係四ヶ国が手を組んで国際魚たるさけますの習性に適合する画期的なる資源対策を断行する秋だと思ふ。さけますの資源論争が国際的に今日程尖鋭化したことは過去の歴史に見られないのに四ヶ国共通の利益に通ずるこの手を打つことが今猶なげやりにされていることは関係国の怠慢であり不思議でならない。そして唯獲るな獲るな消極論は我々の採らぬところである。

蠶が人工によらなければ如何にしてあれ程の繭が生産されようか、蜜蜂も牛馬羊鶏もまだある虫や獣鳥の動物ばかりでない、米麦その他の農作物、大は樹木から小は眼で見られない細菌に至るまで人間が保護育成してこれを役立てるのに、なぜさけますを申訳程度の人工孵化を行ふのみで殆んどは非能率的な天然のまゝに放任しておくのだろうか

### 養 其 源

これは明治二十四年当時の北海道庁長官渡辺国武氏は伊藤水産課長其他の随員と共に全道の沿岸を巡視して根室国標津村に到りて漁業組合に立寄り同地方の鮭の減少顯著であることを知り人工孵化を行って蕃殖を図ることをすすめその際標記の三字を揮毫して組合に残された。

この一行の視察が契機となつて翌二十五年に標津川鮭鱒孵化場が設置されて今日に及んでおる。

か。さけますは人間の利用価値の少い不毛の地域で生れ人間の邪魔にならない大海で育ち、しかも海では一粒の餌も人間を煩はすことない人工増殖はとれ理想的な事業は他に余りない。もしさけますに心あらば「人間共はどんな計算をしているのだろうか思ふに陸上でやるものは自分で作ったものは確実に自分が取ることが出来るが大洋を舞台にコスモポリタンの生活をする我々に対してはケチな人間共の料簡ではふんぎりをつけかねているのだろうか、心配しなくてもよろしい我々は太古から北太平洋から他へは行かぬ日ソ米加の宿命的資源なのだ」と言うだろう。

細い線を引いて異なる色の目でそれを睨み合っているのは、いつまでたつてもさけます問題は好転しない。

北洋の流水軋むあの音はさけますが斯様なことを日ソ米加にむけて叫ぶ痛切な声として聴いてやりたい。

(三六、二、三稿)

## 水産養殖の沿革史資料

### 御名神 岳 史

前号では、貴重な機関誌の御好意により、「養殖とは何ぞや」なる駄文を披歴、大方のお目を穢し申したことを衷心より陳謝すると共に、「養殖」なくて水産の振興は到底おぼつかないことを再認識できれば幸甚とするところである。

これから記述する水産養殖の沿革史は、言わば、「養殖とは何ぞや」の尾録的なもので、水産養殖は如何なる径路を辿り今日に至ったか、概略かい摘んだものである。

参考資料としては余りにもお粗末過ぎるの苦言が多分にあるが、<sup>30</sup>は否めぬが、紙面の都合もあり、割愛したことを御理解願つておこう。

### 水産養殖の沿革

- 前一八〇〇年頃（中王朝時代）エジプトのメーリス国王、自らの名前を命名した池を造り魚類を放育する。
- 前六五七年（神武天皇、紀元四年）四月一日より九月

（和歌山県）より越中（富山県）へ貝（判然としないがしじみらしいとの説あり）を移植する。

- 一四一〇年頃（後小松天皇、応永一七年頃）仏国レオム寺院の僧侶ドン・パンシヨン氏、まず卵の人工受精を行い、水槽中に収め孵化を行う。

- （人工受精孵化として世界最初の実験と言われている）
- 一五〇二年（後柏原天皇、文亀二年）和泉（大阪府）左海（堺市）に明国（中国）よりきんぎよを移植する。

（このきんぎよはふなより変種したくひぶなと称されるもので、移入後これからわきんを始め数多の変種が生産されている。なおでめきんはこの年より三七八年後の明治二二年に移殖されたものである）。

- 一六一五（後水尾天皇、元和元年）野中兼山氏、江戸より土佐（高知県）へはまぐりを移植する。
- 一六二〇年（後水尾天皇、元和六年）藩主浅野長晟侯、紀伊（和歌山県）より安芸（広島県）へかきを移植する。

（現在の広島かきはこれが種苗となつて蕃殖したもといわれている）。

- 一六七五年（靈元天皇、延宝三年）安芸（広島県）草津の小林五郎衛門氏、かきの養殖（築建法）を行

三〇日の間、比満少皮理ひますくなぎり（小さいものを保護するの意）の令を布告、密築（目の細かいヤナ）をもつて小魚を獲ることを禁ずる。

（この頃既に漁具、漁法の制限による蕃殖保護の対策が講ぜられていたもので、世界における消極的養殖の創始とも言える）。

- 一〇〇〇年（景行天皇）美濃（岐阜県）においてこの飼育を行う。

（我が国における池中養殖の創始である）。

- 一〇〇〇年頃（ローマ帝国黄金時代）伊太利チレニア海に面したネーブルス（ナポリ）の鹹水湖においてかきの養殖（垂下式）を行う。

- 六八九年（持統天皇）摂津（兵庫県）に長生の池を造り、こゝに棲息する一切の生物の捕獲を嚴禁する（有名な殺生禁断の池がこれである）。

- 七四六年（聖武天皇、天平一八年）大伴家持氏、紀伊

- う。
- 一七一八年（中御門天皇、享保三年）貞伝上人、陸奥（青森県）において投石によるこんぶの増殖を行う。

- 一七五七年（桃園天皇、宝暦七年）オーストリアの陸軍士官ルドウイフ・ヤゴビー氏、まず卵の完全人工孵化を行う。

- 一七六三年（桃園天皇、宝暦一三年）ヤゴビー氏、まず卵の人工孵化方法をハノーバー誌に発表する。（当時の受精方法は、水を張つた容器の中で行う湿導法であつた）。

- 一七八四年（光格天皇、天明四年）大和（奈良県）岩代（福島県）等においてこの養殖が盛んとなる。
- 一八〇八年（光格天皇、文化五年）越後（新潟県）三

- 面川におけるさけの天然産卵を保護するためその捕獲を禁ずる御止川制度（種川制度）を布告する。
- 一八一〇年（光格天皇、文化七年）信濃（長野県）佐久郡野沢村（千曲川上流）の浅野十郎氏、水田でこの飼育を行う。

（現在行はれている稲田養鯉のことである）。

- 一八二〇年（仁孝天皇、文政三年）河内（大阪府）の儒者寺島宗安氏、さけの卵を藁苞に収め孵化実験を行う。

(我が国におけるゞさけの孵化実験としては最初のものと言われている)。

○一八五一年(孝明天皇、嘉永四年)仏国アルサスのユーニング(ロース川支流ゾー川上流)にゞさけの孵化場を建設する。

(ゞさけの増殖は、ゞさけの孵化場としては世界最古のものである)。

○一八五三年(孝明天皇、嘉永六年)米国オハイオ州でゞさけの人工孵化を行う。

○一八五六年(孝明天皇、安政三年)露国(ソ連)ニコリスク孵化場技師ラスキー氏、乾導法と称する外氣中受精を行う。

(乾導法は現在各孵化場において採用されている方法で、湿導法に比し受精率遙かに良好である)

○一八六三年(孝明天皇、文久三年)山田文右衛門氏、日高(蝦夷)北海道において投石によるゞさけの増殖を行う。

○一八六四年(孝明天皇、元治元年)ノルウェーのセラズ氏、ゞさけの人工孵化試験を行う。

○一八六六年(孝明天皇、慶応二年)江戸(東京都)深川の服部倉次郎氏、ゞさけの養殖を行う。

○一八六八年(明治元年)スエーデンの大学教授マルン博士、ゞさけの人工孵化試験を行う。

#### の人工孵化を行う。

○一八七九年(明治一二年)米国バックスポート孵化場長アットキンス氏、アットキンス式孵化器を考案する。

(現在我が国の各孵化場において使用されている孵化器がこれで、明治二二年千歳孵化場北海道千歳市に初めて採用する)

○一八七九年(明治一二年)千葉県青堀村の平野武次郎氏、築建法によるゞさけの移殖試験を行う。

(文献によると遠く元禄の頃既に人工養殖が行われていたと記されている)。

○一八七九年(明治一二年)東京深川の服部倉次郎氏、ゞさけの養殖を行う。

○一八八〇年(明治一三年)山口県室木においてゞさけの増殖を行う。

○一八八七年(明治二〇年)北原多作氏、岡山県においてゞさけの人工孵化を行う。

○一八八八年(明治二一年)北海道千歳村(千歳市)日本海岸石狩川支流千歳川水系にゞさけの増殖場(現在北海道さけ、ます孵化場千歳支場)を建設する。

(初の官営孵化場である)

○一八七二年(明治五年)米国メイン州(大西洋岸)バックスポート及びカリフォルニア州(太平洋岸)サクラメント川上流マックロード川にゞさけの孵化場を建設する。

(後年のアットキンス式孵化器の考案者、アットキンス氏バックスポート孵化場の初代場長となる)。

○一八七六年(明治九年)関沢明清氏、米国よりゞさけの人工孵化方法を学び帰り、菊地親氏に伝授して共に茨城県青柳村那珂川においてゞさけの人工孵化放流を行う。

(我が国におけるゞさけの人工孵化放流の創始である)。

○一八七七年(明治一〇年)北海道開拓使、札幌借楽園(札幌市北五条西八丁目附近)の湧水を利用してゞさけの人工孵化を行う。

(北海道におけるゞさけの人工孵化の創始である)。

○一八七七年(明治一〇年)東京多摩川に米国カリフォルニア州よりゞさけを移殖する。

○一八七八年(明治一一年)北海道七飯村においてゞさけの人工孵化を行う。

○一八七八年(明治一一年)米国マサチューセッツ州(大西洋岸)グロスターに鹹水養殖場を建設、ゞさけの増殖を行う。

○一八九〇年(明治二三年)北海道虹別原野(根室海峡西別川水系)にゞさけの増殖場(元虹別支場)を建設する。

○一八九〇年(明治二三年)御木本幸吉氏、三重県志摩半島英虞湾においてゞさけの養殖を行う。

(我が国において最初に発見されたゞさけの玉は、四一二年允恭天皇の御代、海人男狭磯なる者の手によつて赤石海のゞさけより採り出されたゞさけである、と伝えられている。なお、ゞさけの増殖は明治三八年西川藤吉氏完成する)。

○一八九四年(明治二七年)阿寒湖より支笏湖へゞさけを移殖する。

(阿寒ではゞさけを呼んでいたが明治三八年道庁これをゞさけと改称する)卵を移殖し、翌年支笏湖畔に同種の孵化場を建設する。

○一八九五年(明治二八年)北海道幸震村(帯広市)太平洋岸十勝川水系にゞさけの増殖場(現在北海道さけ、ます孵化場十勝支場)を建設する。

○一八九八年(明治三一年)千歳孵化場、切開法による人工採卵を行う。

(従来の採卵は、搾出法と称する腹部を指圧して肛門より採出する方法であるが、切開法は肛門より胸臍まで割腹して採卵する方法であり、前者に比し作業簡易で卵に圧迫及び衝撃を与えず受精率良好である)。

○一八九八年（明治三十一年）東京水産講習所（東京水産大学）多摩川において「あゆ」の人工孵化試験を行う。

○一八九八年（明治三十一年）藤田経信氏、千葉県において「ひらめ」の人工孵化を行う。

○一九〇一年（明治三十四年）北海道八雲村（噴火湾遊樂部川水系）に「さけ」「ます」の孵化場（現北海道さけ、ます孵化場渡島支場）を建設する。

○一九〇二年（明治三十五年）千歳孵化場、稚仔池（養魚池）に日覆板を使用する。

（日覆板を使用したことによつて風雪或は直射光線による稚魚の斃死が激減し、好成績を収めるに至つた）

○一九〇二年（明治三十五年）道南日本海岸石崎川より石狩川支流千歳川へ「あゆ」卵を移植する。

○一九〇三年（明治三十六年）交笏湖より十和田湖へ「ひめます」「八十和田」では湖の開拓者和井内貞行氏、自ら命名し「和井内ます」と呼ぶ）卵を移植する。

○一九〇八年（明治四十一年）茨城県濁沼より福島県松川浦へ「わかさぎ」卵を移植する。

○一九一〇年（明治四十二年）島根県水産試験場、干潮時露出の岩面にコンクリートを塗布し、「いわのり」の着生試験を行う。

○一九一三年（大正二年）東京深川の秋山吉五郎氏、熱

帯魚を飼育する。

（觀賞魚として最近民間人の飼育熱旺盛となつてゐる熱帯魚は、この年の東京府共進会が機縁となり「ソード・テール」を飼育したのが最初と言われている）。

○一九一五年（大正四年）宮城県気仙沼湾に米国より「ロブスター」を移植する。

○一九一五年（大正四年）兵庫水産試験場、「たこ」の人工孵化を行う。

○一九一七年（大正六年）中禅寺湖より千歳孵化場へ「にじます」卵を移植する。

○一九一八年（大正七年）和歌山県、禁漁区の設定、漁期の短縮及び漁具の制限等により「いせえび」の蕃殖保護を行う。

○一九二〇年（大正九年）島根県、三重県等の水産試験場「しらうお」の人工孵化試験を行う。

○一九二二年（大正十一年）北海道名寄市（名寄市日本海岸天塩川水系）に「さけ」「ます」の孵化場（元天塩支場）を建設する。

○一九二三年（大正十二年）北海道上湧別村（紋別郡上湧別町）オホーツク海岸湧別川水系）に「さけ」「ます」の孵化場（元北見支場）を建設する。

○一九二六年（大正十五年）水産動植物の積極的増殖を奨励するための水産増殖奨励規則を公布する。

○一九二六年（大正十五年）中禅寺湖より摩周湖へ「にじます」卵を移植する。

○一九二六年（大正十五年）飛島貫治氏、網走湖において「わかさぎ」の人工孵化放流を行う。

○一九二七年（昭和二年）北海道野付牛町（北見市）オホーツク海岸常呂川水系）に「さけ」「ます」の孵化場（現北海道さけ、ます孵化場北見支場）を建設する。

（湧別所在の元支場は廢止され一事業所となる）。

○一九二七年（昭和二年）網走湖より道南の大沼へ「わかさぎ」卵を移植する。

○一九二八年（昭和三年）厚岸湖において「にしん」の孵化放流試験を行う。

○一九三〇年（昭和五年）活魚車（特殊構造貨車）による活魚の輸送を開始する。

○一九三〇年（昭和五年）千歳孵化場長菊地寛助氏、菊地式卵運搬函を考案する。

○一九三〇年（昭和五年）宮城県石巻より道東の塘路湖へ「うなぎ」の種苗を移植する。

○一九三四年（昭和九年）「さけ」「ます」の孵化効率の増進を図る目的で、在来の官営と併せ道内の既設孵化場を統合一元化して、北海道さけ、ます孵化場を設置、その本場に千歳孵化場を充當する。

○一九三四年（昭和九年）虹別孵化場長田中林蔵氏、田中式採卵器を考案する。

（従来は採卵盆Ⅱ受卵盆Ⅱに直接採卵し、海綿で血液又は粘液等を吸収除去してから受精させていたものであるが、本器は採卵作業中に自然に血液等を漏出させるよう考案したもので、作業上極めて能率的である）

○一九三四年（昭和九年）北海道水産試験場「たらばがに」の人工孵化放流を行う。

○一九三四年（昭和九年）木下虎一郎氏、オホーツク海岸の猿淵湖において「はたてがい」の採苗養殖を行う。

○一九三六年（昭和十一年）札幌市（豊平町中の島）に北海道さけ、ます孵化場（本場）を建設する。

（千歳所在の元本場は廢止され北海道さけ、ます孵化場千歳支場となる）。

○一九四四年（昭和十九年）北海道水産孵化場「すけそうだら」の孵化放流を行う。

○一九四五年（昭和二十年）北海道水産孵化場、「かれい」の人工孵化を行う。

○一九四九年（昭和二十四年）北海道美深町（日本海岸天塩川水系）に「さけ」「ます」の孵化場（現北海道さけ、ます孵化場天塩支場）を建設する。

（名寄所在の元支場は廢止され一事業場となる）。

○一九五一年(昭和二六年)北海道鮭鱒増殖漁業協同組合を設立、さけ、ます孵化事業の拡充計画に基き農林漁業特別融資金により孵化施設の増設強化に着手する。

○一九五二年(昭和二七年)北海道中標津町(根室海峡標津川水系)にさけ、ますの孵化場(現北海道さけ、ます孵化場根室支場)を建設する。

(虹別支場は廃止され一事業場となる)。

○一九五六年(昭和三二年)千歳川(日本海岸石狩川支流)及び湧別川(オホーツク海岸)において電気漁網によるさけ、ますの親魚の捕獲予備実験を行い、次いで翌年には標津川(根室海峡)において同種の誘導捕獲(蕃養池へ自然誘導)試験を行う。

(過去において、信濃川や洞爺湖等で斯種試験を行ったことがあるが、その成果については公表がない。近日、ソ連がカムチャツカの河川において電気を補助的に併用し成果を収めているとの風聞に刺戟され、北海道鮭鱒保護協力会連合会の肝いりで、北海道大学工学部福田教官担当の下に基礎試験が行われ実現を見るに至ったものである。その後は、増水時の親魚逃避防止に広く利用され、採卵の向上に顕著なる成果を収めている)。

○一九五八年(昭和三三年)北海道森町に初の道立養鱒場を建設する。(一九六一・一)

### 編集後記

(半田記)

○組合創立十周年を記念して本誌をその記念号として十年間の沿革、事業成績などの紹介を骨子として編輯した。

前号は本誌創刊三十周年記念号であったのでこのところお目出たいことと連続である。

○記念事業に関係ある以上の記事の他に江口 弘氏の水質管理に関する専門的意見、広田源造氏の国際孵化事業の提唱など何れも時勢に適應する貴重な論文の寄稿を得たことはよろこばしい。

○本誌附録として組合員名簿を添付して組合員各位に配付することにした。各位はこれを御覧になつて未だ組合に加入してない方にお気付の場合には加入を勧誘して頂けば幸いです。

ある。

### 寄稿 歓迎

一、論説、資料、趣味、地方状況通信の各欄及写真図表等の寄稿を歓迎す。

一、本誌に掲載せるものには薄謝を呈す。

一、論説、資料の各欄に掲誌せる分の別刷は御希望に依り三〇部を限り無代進呈す。

一、原稿用紙は申込次第郵送す。

昭和三十六年五月二十日印刷  
昭和三十六年五月廿二日発行

定価 金 百五十円

札幌市南十四条西一丁目十四番地

編集兼 半田芳男  
発行者 電話②二八五〇番

札幌市南一条西五丁目

印刷者 小林憲司

札幌市南一条西五丁目

印刷所 小林印刷所  
電話③一六二三番

札幌市北三条西七丁目一番地

水産会館内

発行所 北海道鮭鱒増殖  
漁業協同組合

電話代表④〇二六一番

鮭  
鱒  
彙  
報

第五十八号

創立十周年記念号

昭和三十六年五月二十二日